

厚生労働省
岐阜労働局発表
平成20年3月31日
解禁時間 午後3時

担当	岐阜労働局企画室
	企画室長 溝口康広
	室長補佐 澤田幹男
	電話 058-245-8124

平成20年度における岐阜労働局の行政運営方針について

岐阜労働局（局長 藤井 龍一郎）は、今般、平成20年度の行政運営方針を策定し、以下の対策を重点として労働行政の総合的推進を図ることとしました。

また、事業主をはじめ関係者の方々に御理解いただくため、「労働行政のあらまし」を作成し、あらゆる機会に周知していくこととしています。

平成20年度岐阜労働局行政運営方針の概要

1 労働行政の課題

(1) 成長力強化に向けた雇用対策・職業能力開発等の推進

- 雇用のミスマッチ解消と能力発揮社会の実現
- 障害者、母子家庭、生活保護世帯の福祉・雇用両面の支援による自立・生活の向上
- 若者の雇用・生活の安定と働く意欲の向上
- 中小企業の人材確保等への支援と最低賃金制度の充実

(2) 働く人たちの安全・安心の確保と公正かつ多様な働き方の実現

- 安全・安心な職場づくり
- 公正かつ多様な働き方を実現できる労働環境の整備
- 持続的なキャリア形成の実現

(3) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

2 労働行政の重点施策

(1) 成長力強化に向けた雇用対策・職業能力開発等の推進

- 雇用のミスマッチ解消と能力発揮社会の実現
ハローワークにおける的確な求人・求職のマッチング、求職者の個々の状況に応じた的確な就職支援等を推進する。
また、雇用保険受給者に対する早期再就職促進の強化、職業能力形成機会に恵まれない方に対し職業能力形成システム（ジョブ・カード制度）の普及を推進する。
- 障害者、母子家庭、生活保護世帯の福祉・雇用両面の支援による自立・生活の向上
障害者の法定雇用率達成指導の強化、障害者の雇用機会拡大への取組の強化、福祉的就労から一般雇用への移行の促進を図る。
また、母子家庭や生活保護世帯に対する就労支援の推進を図る。
- 若者の雇用・生活の安定と働く意欲の向上
若年失業者等の就職支援とジョブカフェ（岐阜県人材チャレンジセンター）との連携を

密にして地域の若年者雇用対策に取り組む。

また、学校在学中からの職業体験機会の充実を図り、新規学卒者等に対する就職支援を積極的に進める。

○ 中小企業の人材確保等への支援と最低賃金制度の充実

関係機関と連携の上、中小企業労働力確保法を活用し、人材の確保・育成、魅力ある職場作りの支援を行う。

また、企業誘致等による進出企業の求人に対し、早期充足に向けて職業紹介等を積極的に実施する。

岐阜県最低賃金については、中央最低賃金審議会による目安の動向及び県内の実情に応じ、適切な改正に努める。

(2) 働く人たちの安全・安心の確保と公正かつ多様な働き方の実現

○ 安全・安心な職場づくり

・ 適正な労働条件の確保・改善等に向けた対策の推進

法定労働条件の確保、労働時間管理の適正化の徹底等を中心とした一般労働条件の確保・改善対策を推進するほか、外国人技能実習生・外国人労働者の労働条件確保対策、派遣労働者の労働条件確保対策などの推進を図る。

・ 労働災害の減少

労働災害を大幅に減少させるための施策、労働者の健康を確保するための施策、アスベストによる健康障害防止対策等を展開する。

・ 労災補償の迅速・適正な実施

労災保険給付の迅速・適正な処理、石綿関連疾患の給付請求事案に係る的確な対応、労災かくし対策の一層の推進を図る。

○ 公正かつ多様な働き方を実現できる労働環境の整備

・ 労働契約に関する基本的なルール周知徹底

労働契約法の趣旨に沿って、合理的な労働条件の決定又は変更が円滑に行われるよう、労使双方に対して周知を図る。

・ 個別労働紛争の解決の促進

個別労働紛争の迅速かつ適正な解決に向け、総合労働相談コーナーにおけるワンストップサービスの提供、助言・指導及びあっせん制度の的確な運用を図る。

・ パートタイム労働者の均衡のとれた待遇の推進

改正パートタイム労働法に基づく適切な指導及び紛争解決の援助、均衡待遇に取り組む事業主の支援に努める。

・ 男女雇用機会均等のさらなる推進

男女雇用機会均等法の施行に伴う行政指導等の推進、女性の能力発揮のためのポジティブ・アクションの推進に努める。

・ 労働者派遣事業の適正な運営の確保

○ 持続的なキャリア形成の実現

・ 女性の職業キャリアの継続が可能となる環境整備

・ 高齢者の雇用対策

(3) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

誰もが健康ではつらつとして働くことのできる職場づくりを目指す「はつらつ職場づくり宣言」の取組の推進や「仕事と生活の調和キャンペーン」等を行い、仕事と生活の調和の実現に向けた社会的気運の情勢を図る。

また、「中小企業子育て支援助成金」を活用し、育児休業、短時間勤務制度の利用の促進、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行事計画の策定及び実施の支援、認定取得を召さした取組への支援を行う。